

日新火災の事業者向け火災保険

# ビジネスプロパティ

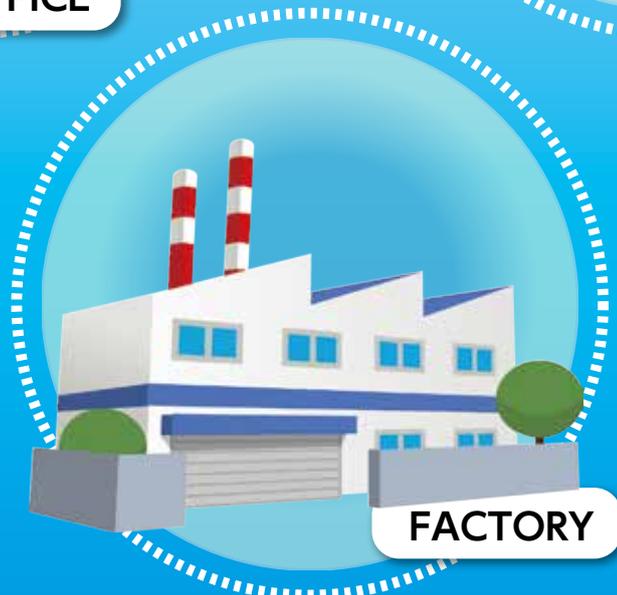


企業財産総合保険

2022年1月改定

## 財産損害・休業損失リスクに

# 選べる補償で最適な備えを!



# 選べる補償を自由に選択！合理的な保険料！

## 財産の補償 (財産補償条項) 「財産の補償」とは…保険の対象に生じた損害を補償します。

		おすすめプラン →	ワイドプラン	ベーシックプラン	スリムプラン
財産の補償	基本補償	①火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○
	選べる補償	②風災・雹災・雪災	○ 実損払	○ 20万円フランチャイズ払 (損害の額が20万円以上の場合)	○
	選べる補償	③水災	○ 浸水条件有 実損払	○ 浸水条件有 定率払	×
	選べる補償	④盗難、水ぬれ、物体の衝突等、騒擾・労働争議等	○	○	×
	選べる補償	⑤破損・汚損等	○	×	×
費用の補償	選べる補償	⑥臨時費用保険金 (10%払)	○	○	○
	選べる補償	⑦残存物取片づけ費用保険金	○	○	○
	選べる補償	⑧修理付帯費用保険金	○	○	○
	選べる補償	⑨失火見舞費用保険金	○	○	○
	選べる補償	⑩地震火災費用保険金 (300万円限度型)	○	○	○
	選べる補償	⑪看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金 ◀自動セット	○	○	○
	選べる補償	⑫安定化処置費用保険金 ◀自動セット	○	○	○
	選べる補償	⑬損害防止費用 ◀自動セット	○	○	○

○:補償します ×:補償しません

選べる補償(特約) → P.5 おすすめの追加補償をご紹介します!

地震保険 → P.9 居住用建物または家財には地震保険がセットできます!

## 休業の補償 (休業補償条項 日額補償方式) 「休業の補償」とは…保険の対象が損害を受け、休業することによって生じた損失を補償します。

		おすすめプラン →	ワイドプラン	ベーシックプラン	スリムプラン
休業の補償	基本補償	①火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○
	選べる補償	②風災・雹災・雪災	○	○	○
	選べる補償	③水災	○	○	×
	選べる補償	④盗難、水ぬれ、物体の衝突等、騒擾・労働争議等	○	○	×
	選べる補償	⑤破損・汚損等	○	×	×
	選べる補償	⑥食中毒 ◀自動セット	○	○	○
	選べる補償	⑦特定感染症等	○	○	○
費用の補償	選べる補償	⑧安定化処置費用保険金 ◀自動セット	○	○	○
	選べる補償	⑨損失防止費用 ◀自動セット	○	○	○

○:補償します ×:補償しません

選べる補償(特約) → P.6 おすすめの追加補償をご紹介します!

**ご注意** 「財産の補償」と「休業の補償」を同時にご契約いただく場合は、同じプランをお選びください。  
 「財産の補償」および「休業の補償」ともに上表①火災、落雷、破裂・爆発および ◀自動セット 以外の補償は、自由に組み合わせることも可能です。  
 実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。

**家賃の補償 (家賃補償条項)** → テナントビルやマンション・アパート等のオーナーのお客さま用に「家賃の補償」もあります。詳細については、P.7~8をご参照ください。

財産の補償(財産補償条項)

休業の補償(休業補償条項)

家賃の補償(家賃補償条項)

財産の補償(財産補償条項)

休業の補償(休業補償条項)

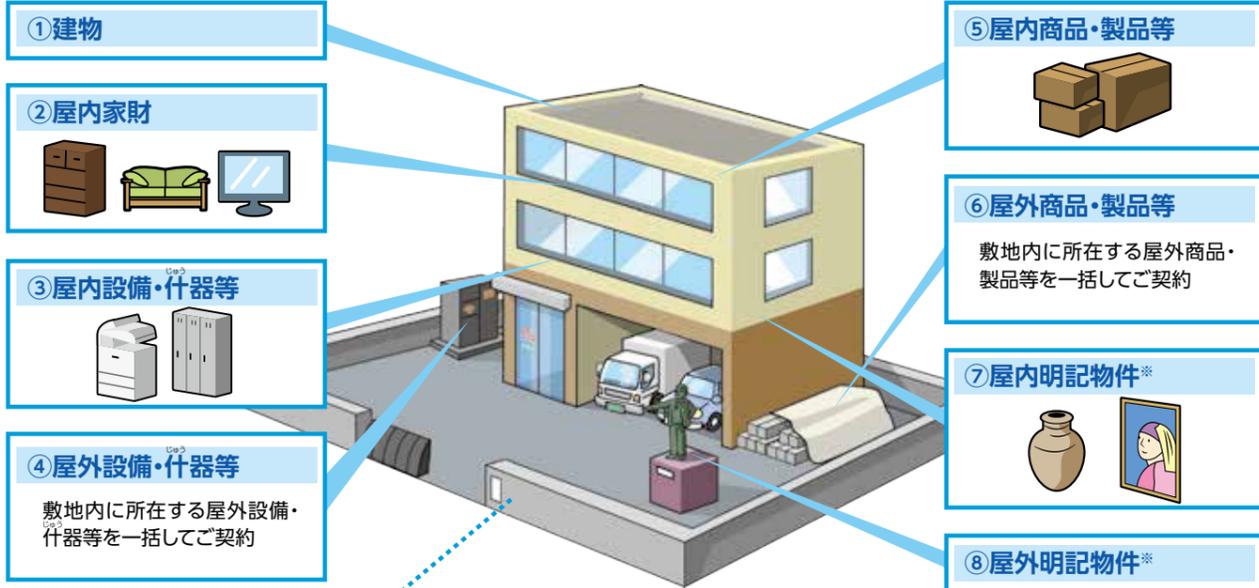
家賃の補償(家賃補償条項)

# 保険の対象と保険金額

## 財産の補償 (財産補償条項)

### 保険の対象

財産の補償では、①～⑧を保険の対象とすることができます。



門、塀、垣および床面積が66㎡未満の物置、車庫  
建物をご契約いただくと保険の対象に含まれます。

※明記物件とは、②～⑥のうち、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。

**ご注意** ・屋内家財、明記物件だけを保険の対象とすることはできません。  
・実際にご契約いただく保険の対象は申込書等でご確認ください。

### 保険金額とお支払いする保険金

保険金額は保険の対象ごとに評価を行い、評価額の範囲内で設定していただけます。

保険の対象	評価基準	保険金額	お支払いする保険金
①建物 ②屋内家財 ③屋内設備・什器等 ④屋外設備・什器等	新価額	新価評価額の範囲内で設定します。 <b>例</b> 新価評価額1億円の場合 ⇒保険金額は1億円の範囲内で設定	保険金額を限度に損害の額をお支払いします*。 損害の額は、新価額を基準とします。
⑤屋内商品・製品等 ⑥屋外商品・製品等 ⑦屋内明記物件 ⑧屋外明記物件	時価額	●商品・製品等 仕入原価等の最近1年間の平均在庫実績を目安に実態に応じて設定します。 ご契約時にご契約期間中の平均在庫高が大幅に減少することが分かっている場合は、予定在庫高で設定します。 ●明記物件 時価評価額を目安に設定します。	保険金額を限度に損害の額をお支払いします*。 損害の額は、時価額を基準とします。

※補償内容やご契約の条件により、免責金額(自己負担額)および支払限度額の設定があります。実際にご契約いただく保険金額その他のご契約条件は申込書等をご確認ください。

### ご注意

万一の事故の際、十分な補償を受けるために、評価額いっぱいには設定することをおすすめします。ただし評価額を超えて設定することはできません。評価額より多く設定された場合も、保険金のお支払いは評価額までとなりますのでご注意ください。

### 評価基準を変更できます!

### 時価補償特約

保険の対象①～④の評価基準を新価額から時価額に変更します。

### 免責金額(自己負担額)

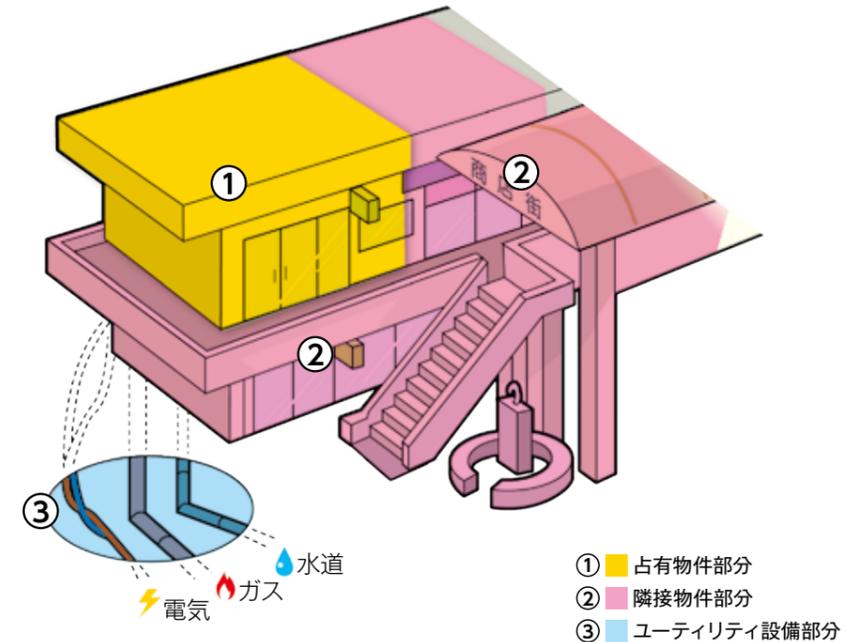
免責金額(自己負担額)は、次のパターン1からパターン7のいずれかで設定していただけます。

補償の対象となる事故	1事故あたりの免責金額(自己負担額)						
	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4	パターン5	パターン6	パターン7
「火災、落雷、破裂・爆発」「風災・雹災・雪災」「水災」「盗難・水ぬれ、物体の衝突等、騒擾・労働争議等」「商品・製品等盗難危険」	0万円	1万円	3万円	5万円	10万円	20万円	50万円
「破損・汚損等」「電氣的・機械的的事故」「商品・製品等輸送危険」	1万円						

## 休業の補償 (休業補償条項 日額補償方式)

### 保険の対象

休業の補償では、①～③が保険の対象となります。



### ①占有物件

保険証券記載の敷地内に所在する被保険者の占有する財物

### ②隣接物件

ア. 被保険者が一部を占有する①のうち、他人が占有する部分  
イ. ①およびア.に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物または構築物  
ウ. ①およびア.に通じる袋小路およびそれに面する建物または構築物

### ③ユーティリティ設備

①および②ア.に配管または配線により接続している電気、ガス、水道等の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線

### 保険金額とお支払いする保険金

保険金額\*1は、1事業所を設定単位として、1日あたりの粗利益\*2をもとに設定していただけます。

$$\text{保険金額 (1日あたりの粗利益)} = \frac{\text{年間粗利益額}}{\text{年間営業日数}}$$

※1 保険金額は、1事業所につき200万円が限度となります。

※2 粗利益とは、売上高から商品仕入高および原材料費(期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引きます。)を差し引いた残高をいいます。

**ご注意** 実際にご契約いただく保険金額その他のご契約条件は申込書等をご確認ください。

お支払いする保険金	約定復旧期間
保険金額 × 休業日数*3 + 収益減少防止費用の額*4	1か月、3か月、6か月、12か月のいずれか

※3 事故の発生日は休業日数に含まれません。

※4 休業日数を減少させるために生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超えた額をいいます。

# 選べる補償(特約)

## 財産の補償(財産補償条項)

おすすめ! 追加補償をご紹介します!

機械、設備または装置の電氣的・機械的事故による損害も補償してもらいたい...

こんな時は...

→ 電氣的・機械的事故補償特約(限定型)※1

現金等の盗難の際の補償額をアップさせたい...

支払限度額をアップ! [1事故1敷地内ごと]

通貨等:30万円限度 →100万円限度	預貯金証書:300万円または屋内設備・什器等の保険金額のいずれか低い額を限度 →1,000万円または屋内設備・什器等の保険金額のいずれか低い額を限度
------------------------	---

こんな時は...

→ 業務用通貨・預貯金証書等盗難危険拡張補償特約※3・※4

商品・製品等の盗難事故が心配...

こんな時は...

→ 商品・製品等盗難危険補償特約※2・※3

取引先への商品輸送中の損害も補償してもらいたい...

こんな時は...

→ 商品・製品等輸送危険補償特約※2

近隣の建物等に延焼した場合も補償してもらいたい...

こんな時は...

→ 事業者用焼損損害補償特約

※1 建物、屋内設備・什器等または屋外設備・什器等を保険の対象とする場合にセットできます。  
 ※2 屋内商品・製品等または屋外商品・製品等を保険の対象とする場合にセットできます。  
 ※3 盗難・水濡れ等危険補償特約をセットしている場合に付帯できます。  
 ※4 屋内設備・什器等を保険の対象とする場合にセットできます。  
 ※5 屋外商品・製品等を保険の対象とする場合に補償します。

### ◆選べる補償&ご契約プラン(P.1)に関する特約一覧

<b>風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約</b> (財産補償条項用)	<b>実損払</b> 風災・雹災・雪災により生じた損害を補償します。 <b>20万円フランチャイズ払</b> 上記の損害による損害の額が20万円以上となった場合に補償します。
<b>水災危険補償特約</b> (財産補償条項用)	<b>浸水条件無 実損払</b> 水災による損害を補償します。 <b>浸水条件有 実損払</b> 水災により損害を受け、その損害の状況が特定の条件(P11⑤水災⑥)を満たした場合に補償します。 <b>浸水条件有 定率払</b> 水災により損害を受け、その損害の状況が特定の条件(P11⑤水災⑥)を満たした場合に損害の程度に応じて保険金をお支払いします。
<b>盗難・水濡れ等危険補償特約</b>	盗難、水ぬれ、外部からの物体の衝突等、騒擾・労働争議等により生じた損害を補償します。 ※商品・製品等の盗難、給排水設備自体に生じた損害は補償の対象となりません。
<b>破損・汚損等危険補償特約</b>	火災、落雷、破裂または爆発および上記以外の不測かつ突発的な事故により生じた損害を補償します。 ※免責金額(自己負担額)は1万円(主契約で免責金額を設定した場合はその額)となります。 ※明記物件は補償の対象となりません。

(注) 屋外商品・製品等を保険の対象とする場合に補償します。

	お支払いする保険金の額
<b>臨時費用補償特約(10%払)</b> 30%払もあります! (※1)	損害を受けたために臨時に生じる費用に対して、右記の保険金をお支払いします。 損害保険金×10% (1事故1敷地内につき、100万円が限度)
<b>残存物取片づけ費用補償特約</b>	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけ費用を補償します。 実際に支出した費用 (1事故につき、損害保険金×10%が限度)
<b>修理付帯費用補償特約</b>	損害を受けた保険の対象の復旧にあたり必要となる仮修理費用等を補償します。 必要かつ有益な費用 (1事故1敷地内につき、保険金額×30%または5,000万円のいずれか低い額が限度)
<b>失火見舞費用補償特約</b>	火災、破裂または爆発により第三者の所有物に損害が生じたときの見舞費用を補償します。 被災世帯数×20万円 (1事故につき、保険金額×20%が限度)
<b>地震火災費用補償特約</b> (300万円限度型) 2000万円限度型もあります! (※2)	地震等による火災により保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用に対して、その損害の状況が特定の条件(P13⑩地震火災費用A)を満たした場合に、右記の保険金をお支払いします。 保険金額×5% (1事故1敷地内につき、300万円が限度)
<b>看板および電気・ガス・水道設備等修復費用補償特約</b> (自動セット)	敷地内または敷地内から100m以内にある看板および敷地内の電気、ガス、水道設備等の損害について自己の費用で修復した場合の費用を補償します。 実際に支出した費用 (1事故1敷地内につき、10万円が限度)
<b>安定化処置費用補償特約</b> (自動セット)	損害が生じた保険の対象のさびまたは腐食の進行防止処置等(損害の発生または拡大を防止するために弊社の指定する災害復旧専門会社が行う処置に限り、)の費用のうち必要または有益な費用を補償します。 実際に支出した費用 (1事故につき、5,000万円が限度)
<b>損害防止費用</b> (自動セット)	火災、落雷、破裂または爆発による事故の際に、消火活動のため生じた費用等を補償します。 実際に支出した費用

(注1) 損害保険金×30%をお支払いします(1事故1敷地内につき、500万円が限度)。(注2) 1敷地内につき、保険金額の合計が6,000万円を超える場合にセットできます。

## 休業の補償(休業補償条項 日額補償方式)

おすすめ! 追加補償をご紹介します!

機械、設備または装置の電氣的・機械的事故により生じた損失も補償してもらいたい...

こんな時は...

→ 電氣的・機械的事故補償特約(限定型)※1

自然災害(風・雹・雪災または水災)で休業となった場合の当座の資金が心配...

こんな時は...

→ 自然災害時事業継続一時金補償特約※2

※1 ユーティリティ設備は補償の対象となりません。

※2 風災・雹災・雪災危険補償特約(休業補償条項・家賃補償条項用)または水災危険補償特約(休業補償条項・家賃補償条項用)をセットしている場合に付帯できます。

### ◆選べる補償&ご契約プラン(P.2)に関する特約一覧

<b>風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約</b> (休業補償条項・家賃補償条項用)	風災・雹災・雪災により生じた損失を補償します。
<b>水災危険補償特約</b> (休業補償条項・家賃補償条項用)	水災により生じた損失を補償します。
<b>盗難・水濡れ等危険補償特約</b>	盗難、水ぬれ、外部からの物体の衝突等、騒擾・労働争議等により生じた損失を補償します。
<b>破損・汚損等危険補償特約</b>	火災、落雷、破裂または爆発および上記以外の不測かつ突発的な事故により生じた損失を補償します。 ※ユーティリティ設備は補償の対象となりません。
<b>食中毒利益補償特約</b> (自動セット)	食中毒により生じた損失を補償します。 ※隣接物件およびユーティリティ設備は補償の対象となりません。 ※補償対象期間は30日が限度となります。
<b>特定感染症等利益補償特約</b>	特定感染症等により生じた損失を補償します。 ※詳細は「特定感染症等利益補償特約に関するご案内チラシ」をご参照ください。

	お支払いする保険金の額
<b>安定化処置費用補償特約</b> (自動セット)	損害が生じた保険の対象のさびまたは腐食の進行防止処置等(損害の発生または拡大を防止するために弊社の指定する災害復旧専門会社が行う処置に限り、)の費用のうち必要または有益な費用を補償します。 実際に支出した費用 (1事故につき、5,000万円が限度)
<b>損失防止費用</b> (自動セット)	火災、落雷、破裂または爆発による事故の際に、消火活動のため生じた費用等を補償します。 実際に支出した費用

## 賠償責任の補償

財産および休業共通 おすすめ! 追加補償をご紹介します!

所有・使用・管理する施設(エスカレータ、エレベータを含みます)の欠陥・不備、または業務の遂行に起因する事故によって生じる法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金なども補償してもらいたい...

こんな時は...

→ 店舗賠償責任補償特約

借入戸室に損害を与え、貸主への法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金などや、借入戸室に損害が生じ、賃貸借契約に基づいて自己の費用で修理した場合の修理費用も補償してもらいたい...

こんな時は...

→ 借家人賠償責任・修理費用総合補償特約 または 借家人賠償責任・修理費用補償(火災等限定)特約

### 早期災害復旧支援サービス をご利用いただけます。

弊社が提携する災害復旧専門会社による「早期災害復旧支援サービス」とは?

災害復旧専門会社により、火災等で罹災した建物・機械設備の煙・スス等による汚染の調査、汚染除去を行い、従来は新品交換する以外に方法がなかった機械、設備または装置を罹災前の機能・状態に修復し、事業の早期復旧を支援します。

【災害復旧専門会社のサービスと安定化処置費用補償特約に関して】

すべてのご契約に安定化処置費用補償特約が自動セットされます。事故が発生した場合は、取扱代理店または弊社までご連絡いただくとともに、災害復旧専門会社の安定化処置をご要望のときはその旨も併せてご連絡ください。なお、この特約をセットすることによる保険料の割増はありません。

※詳細は「早期災害復旧支援サービスご案内のチラシ」をご参照ください。

# 選べる補償を自由に選択！合理的な保険料！

## 家賃の補償 (家賃補償条項)

「家賃の補償」とは…保険の対象が事故により損害を受け、家賃収入が減少した場合の家賃損失を補償します。

		おすすめプラン →	ワイドプラン	ベーシックプラン	スリムプラン
家賃の補償	基本補償	①火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○
	選べる補償	②風災・雹災・雪災	○	○	○
	選べる補償	③水災	○	○	×
	選べる補償	④盗難、水ぬれ、物体の衝突等、騒擾・労働争議等	○	○	×
	選べる補償	⑤破損・汚損等	○	×	×
費用の補償	⑥安定化処置費用保険金	自動セット	○	○	○
	⑦損失防止費用	自動セット	○	○	○

**ご注意** ・「財産の補償」または「休業の補償」と同時にご契約いただく場合は、同じプランをお選びください。  
 ・上表①火災、落雷、破裂・爆発および「自動セット」以外の補償は、自由に組み合わせることも可能です。  
 ・実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。

### 保険の対象

保険の対象はテナントビルやマンション・アパート等の建物(賃貸物件)です。



### 保険金額とお支払いする保険金

保険金額\*1は、建物ごとの家賃(月額)\*2を基準に設定していただけます。

設定単位	保険金額*1	お支払いする保険金	約定復旧期間
建物ごと	1か月あたりの家賃	①保険金額 ≥ 保険価額*3の場合 約定復旧期間内の損失の額 ②保険金額 < 保険価額*3の場合 約定復旧期間内の損失の額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額*3}}$	1か月、3か月、6か月、12か月のいずれか

※1 保険金額は、建物ごとに、5,000万円が限度となります。  
 ※2 家賃とは建物の賃貸料をいいます。ただし、次の料金等は含みません。  
 ・水道、ガス、電気、電話等の使用料金 ・権利金、礼金、敷金その他の一時金 ・賄料  
 ※3 保険価額とは、損害が生じた時における保険の対象の家賃月額をいいます。

## おすすめ! 追加補償をご紹介します!

孤独死などの死亡事故による空室期間、家賃値引期間分の家賃収入の損失や修復・改装・清掃・遺品整理等にかかる費用も補償してもらいたい…

こんな時は…  
→ 家主費用補償特約

機械、設備または装置の電氣的・機械的事故により生じた家賃損失も補償してもらいたい…

こんな時は…  
→ 電氣的・機械的事故補償特約(限定型)

**包括型もあります!**  
 限定型では、対象となる機械、設備または装置をあらかじめ限定していますが、包括型は全ての機械、設備または装置を対象とします。

## 選べる補償&ご契約プランに関する特約一覧

特約名	補償内容	お支払いする保険金の額
風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約 (休業補償条項・家賃補償条項用)	風災・雹災・雪災により生じた家賃損失を補償します。	
水災危険補償特約 (休業補償条項・家賃補償条項用)	水災により生じた家賃損失を補償します。	
盗難・水濡れ等危険補償特約	盗難、水ぬれ、外部からの物体の衝突等、騒擾・労働争議等により生じた家賃損失を補償します。	
破損・汚損等危険補償特約	火災、落雷、破裂または爆発および上記以外の不測かつ突発的な事故により生じた家賃損失を補償します。	
安定化処置費用補償特約 (自動セット)	損害が生じた保険の対象のさびまたは腐食の進行防止処置等(損害の発生または拡大を防止するために弊社の指定する災害復旧専門会社が行う処置に限ります。)の費用のうち必要または有益な費用を補償します。	実際に支出した費用 (1事故につき、5,000万円が限度)
損失防止費用 (自動セット)	火災、落雷、破裂または爆発による事故の際に、消火活動のために生じた費用等を補償します。	実際に支出した費用

## 賠償責任の補償

## おすすめ! 追加補償をご紹介します!

所有・使用・管理する施設(エスカレータ、エレベータを含みます。)の欠陥・不備によって生じる法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金なども補償してもらいたい…

こんな時は…  
→ 店舗賠償責任補償特約

弊社が提携する災害復旧専門会社による早期災害復旧支援サービスをご利用いただけます。 → P.6



# 「企業財産総合保険」の主な補償内容

## 1. 財産の補償(財産補償条項)

詳細については「ご契約のしおり」をご確認ください。  
 実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。

**補償** 保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額(限度額)

**基本補償(普通保険約款)**  
 火災、落雷、破裂または爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

次の算式により算出した額(保険金額が限度<sup>(注1)</sup>)をお支払いします(②～⑤(③)④を除きます。)、⑬についても同様となります。)

$$\text{損害保険金} = \text{損害の額} - \text{免責金額(自己負担額)}^{(注2)}$$

(注1) 保険の対象が建物、屋内家財、屋内設備・什器等または屋外設備・什器等で、保険金額が新価額を超える場合は新価額とします。保険の対象が屋内商品・製品等、屋外商品・製品等または明記物件で、保険金額が時価額を超える場合は時価額とします。  
 (注2) ④⑤イおよびウの「通貨等または預貯金証書の盗難」については、免責金額は差し引きません。

損害の額の基準		新価額
保険の対象	損害の額の基準	
建物 屋内家財 屋内設備・什器等 屋外設備・什器等		新価額
屋内商品・製品等 屋外商品・製品等 明記物件		

免責金額(自己負担額)	
パターン <sup>(注3)</sup>	補償①～④⑬⑰ 補償⑤⑭⑱
パターン1	0円 1万円
パターン2	1万円
パターン3	3万円
パターン4	5万円
パターン5	10万円
パターン6	20万円
パターン7	50万円

(注3) ②③をセットする場合は、パターン1のみとなります。

**① 火災、落雷、破裂・爆発**

**② 風災・雹災・雪災**

**① 風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約(実損払)(財産補償条項用)**  
 台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故もしくは雪崩等の雪災(融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。))により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

**② 風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約(20万円フランチャイズ払)(財産補償条項用)**  
 上記①に記載の損害に対して、その損害の額が20万円以上となった場合に損害保険金をお支払いします。

**③ 水災**

**① 水災危険補償特約(浸水条件無・実損払)(財産補償条項用)**  
 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

**② 水災危険補償特約(浸水条件有・実損払)(財産補償条項用)**  
 上記①に記載の損害に対して、その損害の状況<sup>(注1)</sup>が次のア～エのいずれかに該当する場合に損害保険金をお支払いします。

保険の対象	損害の状況
建物 屋内家財	ア 損害の額が新価額 <sup>(注2)</sup> の30%以上となった場合
	イ アに該当しない場合で、保険の対象である建物または保険の対象である屋内家財を収容する建物が、床上浸水 <sup>(注3)</sup> または地盤面 <sup>(注4)</sup> より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が生じた場合
屋内設備・什器等 屋内商品・製品等	ウ 保険の対象を収容する建物が、床上浸水 <sup>(注3)</sup> または地盤面 <sup>(注4)</sup> より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が生じた場合
屋外設備・什器等 屋外商品・製品等	エ 保険の対象の所在する敷地内が、地盤面 <sup>(注4)</sup> より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が生じた場合

**③ 水災**

**③ 水災危険補償特約(浸水条件有・定率払)(財産補償条項用)**  
 上記①に記載の損害に対して、その損害の状況<sup>(注1)</sup>が、次のア～オのいずれかに該当する場合に次の「お支払いする損害保険金の額」をお支払いします。

保険の対象	損害の状況	お支払いする損害保険金の額	
建物 屋内家財	ア 損害の額が新価額 <sup>(注2)</sup> の30%以上となった場合	損害額×70%－免責金額(自己負担額)(保険金額 <sup>(注5)</sup> が限度)	
	イ アに該当しない場合で、保険の対象である建物または保険の対象である屋内家財を収容する建物が、床上浸水 <sup>(注3)</sup> または地盤面 <sup>(注4)</sup> より45cmを超える浸水を被り、損害の額が新価額の15%以上30%未満となった場合	保険金額 <sup>(注5)</sup> ×10%－免責金額(自己負担額)(1事故1敷地内につき、200万円が限度)	イからオまでの合計額は、1事故1敷地内につき、200万円が限度

保険金をお支払いできない主な場合・損害など

**すべてに共通の事項**  
**(財産補償条項、休業補償条項、家賃補償条項共通)**  
 ・ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害  
 ・保険金を支払うべき事故の際における保険の対象の紛失または盗難による損害  
 ・戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害  
 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害  
 ・核燃料物質等によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の事故による損害  
 ・次のいずれかに該当する損害  
 ア. 保険の対象の欠陥  
 イ. 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化、スケールの進行または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害  
 ウ. ねずみ食い、虫食い等  
 ・保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

**④ ② ③ 水災危険補償特約**  
 ・建物または屋外設備・装置の内部への風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、風災、雹災、雪災の事故により建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等を含みます。))が破損した結果、これらの損害が生じた場合を除きます。  
 ・保険の対象である営業用ゴルフネットおよびこれを設置するためのポールに生じた損害

**⑤ ③ 水災危険補償特約(浸水条件有・定率払)**  
 この特約において、次の特約の費用保険金はお支払いの対象となりません。  
 ・臨時費用補償特約  
 ・残存物取片づけ費用補償特約  
 ・修理付帯費用補償特約

補償 保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額(限度額)

項目	補償	保険金額	限度額
建物 屋内家財	ウ	アおよびイに該当しない場合で、保険の対象である建物または保険の対象である屋内家財を収容する建物が、床上浸水 <sup>(注3)</sup> または地盤面 <sup>(注4)</sup> より45cmを超える浸水を被り、損害の額が新価額の15%未満となった場合	保険金額 <sup>(注5)</sup> ×5%－免責金額(自己負担額)(1事故1敷地内につき、100万円が限度)
屋内設備・什器等 屋内商品・製品等	エ	保険の対象を収容する建物が、床上浸水 <sup>(注3)</sup> または地盤面 <sup>(注4)</sup> より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が生じた場合	イからオまでの合計額は、1事故1敷地内につき、200万円が限度
屋外設備・什器等 屋外商品・製品等	オ	保険の対象の所在する敷地内が、地盤面 <sup>(注4)</sup> より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が生じた場合	

(注1) 損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が屋内家財、屋内設備・什器等または屋内商品・製品等であるときはこれを収容する建物ごとに、保険の対象が屋外設備・什器等または屋外商品・製品等であるときは敷地内ごとに、それぞれ行います。  
 (注2) 明記物件の場合は時価額とします。  
 (注3) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。  
 (注4) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。  
 (注5) 保険の対象が建物、屋内家財、屋内設備・什器等または屋外設備・什器等で、保険金額が新価額を超える場合は新価額とします。保険の対象が屋内商品・製品等、屋外商品・製品等または明記物件で、保険金額が時価額を超える場合は時価額とします。

**③ 水災**

**盗難・水濡れ等危険補償特約**  
 次の①～④の事故により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。  
**① 盗難により保険の対象(屋内商品・製品等および屋外商品・製品等を除きます。))について生じた盗取、損傷または汚損**  
 次のア～ウに該当する場合、限度額が設定されます。

項目	お支払いする損害保険金の額(限度額)	
ア 明記物件の盗難	1事故1個または1組ごとに、100万円が限度	
イ 建物内における生活用の通貨等または預貯金証書の盗難(保険の対象が屋内家財の場合)	通貨等	1事故1敷地内につき、20万円が限度
	預貯金証書	1事故1敷地内につき、200万円または屋内家財の保険金額のいずれか低い額が限度
ウ 建物内における業務用の通貨等または預貯金証書の盗難(保険の対象が屋内設備・什器等の場合)	通貨等	1事故1敷地内につき、30万円が限度
	預貯金証書	1事故1敷地内につき、300万円または屋内設備・什器等の保険金額のいずれか低い額が限度

(注) 通貨等のうち小切手、手形、乗車券等または預貯金証書の盗難による損害については、次の事実がすべてあったことが補償の条件となります。

**④ 盗難・水ぬれ等**

**小切手**  
 1. 盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。  
 2. 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。

**手形**  
 1. 盗難を知った後直ちに手形の振出人または引受人に盗難を通知し、かつ、振出人または引受人を通じて手形の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。  
 2. 遅滞なく公示催告の手続を行ったこと。  
 3. 盗難にあった手形に対して振出人または引受人による支払がなされたこと。

**乗車券等**  
 盗難を知った後直ちに乗車券等の運輸機関または発行者へ届け出たこと(宿泊券の場合は、宿泊施設または発行者へ届け出たこと。)

**預貯金証書**  
 1. 盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。  
 2. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。

**⑤ 給排水設備または被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水ぬれ**

**⑥ 外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触**

**⑦ 騒擾・労働争議等**

保険金をお支払いできない主な場合・損害など

**④ 盗難・水濡れ等危険補償特約**  
 ・被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為による損害  
 ・自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械またはこれらに収容される通貨等もしくは動産の盗難による損害  
 ・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、盗難や外部からの物体の衝突等により建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等を含みます。))が破損した結果、これらの損害が生じた場合を除きます。

**④ 盗難・水濡れ等危険補償特約(①イおよびウ)**  
 この特約において①イおよびウに該当する盗難は、次の特約の費用保険金はお支払いの対象となりません。  
 ・臨時費用補償特約  
 ・残存物取片づけ費用補償特約  
 ・修理付帯費用補償特約  
 ・看板および電気・ガス・水道設備等修復費用補償特約  
 ・安定化処置費用補償特約

**④ 盗難・水濡れ等危険補償特約(②)**  
 給排水設備自体に生じた損害に対しては、損害保険金をお支払いできません。

●は財産の補償(財産補償条項)を契約の場合に自動的にセットされます。

●は選べる補償(特約)となります。セットいただいた場合のみ補償されますのでご注意ください。

●は地震火災費用

補償	保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害など									
5 破損・汚損等	<p><b>破損・汚損等危険補償特約</b></p> <p>①～④の事故に該当しない不測かつ突発的な事故により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。</p>	<p><b>5 破損・汚損等危険補償特約</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的の事故による損害</li> <li>・設計・材質・製作の欠陥による損害</li> <li>・電球・ブラウン管等の管球類のみに生じた損害</li> <li>・楽器に生じた弦(ピアノ線を含みます。)のみの切断または打楽器の打皮のみの破損、音色・音質の変化の損害</li> <li>・保険の対象である冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調または機能停止による損害</li> <li>・明記物件に生じた損害</li> <li>・携帯電話等の移動体通信端末機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品に生じた損害</li> <li>・ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン等およびこれらの付属品に生じた損害</li> <li>・切削、研削、研磨のための工具その他これらに類する物に生じた損害</li> <li>・保険の対象である動物または植物に生じた損害</li> <li>・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、不測かつ突発的な事故により建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。)が破損した結果、これらの損害が生じた場合を除きます。</li> </ul> <p>など</p>									
6 臨時費用	<p><b>④臨時費用補償特約(10%払)</b></p> <p>①～⑤(③◎、④△イおよびウを除きます。)、⑬、⑰または⑱の事故により、損害保険金をお支払いする場合に、臨時に生じる費用に対して、費用保険金をお支払いします。</p> <p>次の算式により算出した額をお支払いします。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">損害保険金×10% (1事故1敷地内につき、100万円が限度)</p> <p><b>⑤臨時費用補償特約(30%払)</b></p> <p>上記④に記載の事故により、損害保険金をお支払いする場合に、臨時に生じる費用に対して、費用保険金をお支払いします。</p> <p>次の算式により算出した額をお支払いします。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">損害保険金×30% (1事故1敷地内につき、500万円が限度)</p>										
7 残存物取片け	<p><b>残存物取片け費用補償特約</b></p> <p>①～⑤(③◎、④△イおよびウを除きます。)、⑬、⑰または⑱の事故により、損害保険金をお支払いする場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片けに必要な費用に対して、費用保険金をお支払いします(1事故につき、損害保険金×10%が限度)。</p>										
8 修理付帯費用	<p><b>修理付帯費用補償特約</b></p> <p>①～⑤(③◎、④△イおよびウを除きます。)、⑬、⑰または⑱の事故により、損害保険金をお支払いする場合に、損害を受けた保険の対象の復旧にあたり原因調査費用、仮修理費用等が発生したときは、その費用のうち弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用に対して、費用保険金をお支払いします(1事故1敷地内につき、保険金額<sup>(注)</sup>×30%または5,000万円のいずれか低い額が限度)。</p> <p>(注)保険の対象が建物、屋内家財、屋内設備・什器等または屋外設備・什器等で、保険金額が新価額を超える場合は新価額とします。保険の対象が屋内商品・製品等、屋外商品・製品等または明記物件で、保険金額が時価額を超える場合は時価額とします。</p>										
9 失火見舞費用	<p><b>失火見舞費用補償特約</b></p> <p>保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物の滅失、損傷または汚損(煙損害または臭気付着の損害を除きます。)が生じた場合の見舞金等の費用に対して、費用保険金をお支払いします。</p> <p>次の算式により算出した額をお支払いします。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">被災世帯数×20万円(1事故につき、事故が生じた敷地内の保険の対象の合計保険金額<sup>(注)</sup>×20%が限度)</p> <p>(注)保険の対象が建物、屋内家財、屋内設備・什器等または屋外設備・什器等で、保険金額が新価額を超える場合は新価額とします。保険の対象が屋内商品・製品等、屋外商品・製品等または明記物件で、保険金額が時価額を超える場合は時価額とします。</p>										
10 地震火災費用	<p><b>④地震火災費用補償特約(300万円限度型)</b></p> <p>地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災により、保険の対象に次の損害が生じた場合に臨時に生じる費用に対して、費用保険金をお支払いします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>保険の対象</th> <th>損害の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 建物</td> <td>建物が半焼以上となったとき</td> </tr> <tr> <td>イ 屋内家財</td> <td>屋内家財を収容する建物が半焼以上となったとき、またはその屋内家財が全焼となったとき</td> </tr> <tr> <td>ウ 屋外設備・装置</td> <td>火災による損害の額が、屋外設備・装置の新価額(明記物件の場合は時価額とします。)の50%以上となったとき</td> </tr> <tr> <td>エ 屋内家財以外の動産</td> <td>保険の対象を収容する建物が半焼以上となったとき、または保険の対象を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が、その屋外設備・装置の新価額(明記物件の場合は時価額とします。)の50%以上となったとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>次の算式により算出した額をお支払いします。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保険金額<sup>(注)</sup>×5% (1事故1敷地内につき、300万円が限度)</p> <p>(注)イの屋内家財に明記物件が含まれる場合は、屋内家財の保険金額にその明記物件の保険金額を加算した額とし、ウの屋外設備・装置のときは屋外設備・什器等の保険金額をいいます。保険金額が新価額(保険の対象が屋内商品・製品等、屋外商品・製品等または明記物件の場合は時価額)を超える場合は新価額(保険の対象が屋内商品・製品等、屋外商品・製品等または明記物件の場合は時価額)とします(⑤についても同様となります。)</p> <p><b>⑤地震火災費用補償特約(2000万円限度型)</b></p> <p>上記④に記載の損害が生じた場合に臨時に生じる費用に対して、費用保険金をお支払いします。</p> <p>次の算式により算出した額をお支払いします。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保険金額×5% (1事故1敷地内につき、2,000万円が限度)</p>	保険の対象	損害の状況	ア 建物	建物が半焼以上となったとき	イ 屋内家財	屋内家財を収容する建物が半焼以上となったとき、またはその屋内家財が全焼となったとき	ウ 屋外設備・装置	火災による損害の額が、屋外設備・装置の新価額(明記物件の場合は時価額とします。)の50%以上となったとき	エ 屋内家財以外の動産	保険の対象を収容する建物が半焼以上となったとき、または保険の対象を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が、その屋外設備・装置の新価額(明記物件の場合は時価額とします。)の50%以上となったとき
保険の対象	損害の状況										
ア 建物	建物が半焼以上となったとき										
イ 屋内家財	屋内家財を収容する建物が半焼以上となったとき、またはその屋内家財が全焼となったとき										
ウ 屋外設備・装置	火災による損害の額が、屋外設備・装置の新価額(明記物件の場合は時価額とします。)の50%以上となったとき										
エ 屋内家財以外の動産	保険の対象を収容する建物が半焼以上となったとき、または保険の対象を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が、その屋外設備・装置の新価額(明記物件の場合は時価額とします。)の50%以上となったとき										

「建物が半焼以上となったとき」とは建物の主要構造部の火災による損害の額がその建物の新価額の20%以上となったとき、または建物の焼失した部分の床面積の割合がその建物の延べ床面積の20%以上となったときをいいます。

「屋内家財が全焼となったとき」とは屋内家財の火災による損害の額が新価額の80%以上となったときをいいます。この場合における屋内家財には明記物件は含まれません。

補償	保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害など			
11 看板および電気・ガス・水道設備等修復費用	<p><b>看板および電気・ガス・水道設備等修復費用補償特約 ◀自動セット</b></p> <p>①～⑤(④△イおよびウを除きます。)または⑬の事故(保険契約で補償の対象となる事故に限り)により、事業の用に供する次に掲げる物が損害を受け、自己の費用で現実にそれらを修復した場合は、それらの物を保険の対象とみなし、復旧するために必要な修復費用に対して、費用保険金をお支払いします。</p> <p>ア.敷地内または敷地内から100メートル以内にある看板(建物または屋外設備・装置に固着する看板および移動式の看板を含みます。)。ただし、保険の対象に含まれるものを除きます。</p> <p>イ.敷地内の屋外設備・什器等のうち、電気、ガス、熱、水道、空調設備または通信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線もしくは電灯またはポール。ただし、保険の対象に含まれるものを除きます。</p> <p>次の算式により算出した額をお支払いします。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">看板および電気・ガス・水道設備等修復費用の額 - 免責金額(自己負担額)<sup>(注)</sup> (1事故1敷地内につき、10万円が限度)</p> <p>(注)免責金額については①をご参照ください。</p>	<p><b>14 電氣的・機械的の事故補償特約 ④限定型 ⑤包括型</b> 【④限定型 ⑤包括型 共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電球・ブラウン管等の管球類のみに生じた損害</li> <li>・保険の対象である冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調または機能停止による損害</li> <li>・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、電氣的・機械的の事故により建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。)が破損した結果、これらの損害が生じた場合を除きます。</li> </ul> <p>など</p> <p><b>【⑤包括型のみ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・楽器に生じた弦(ピアノ線を含みます。)のみの切断または打楽器の打皮のみの破損、音色・音質の変化の損害</li> <li>・明記物件に生じた損害</li> <li>・携帯電話等の移動体通信端末機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品に生じた損害</li> <li>・ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン等およびこれらの付属品に生じた損害</li> <li>・切削、研削、研磨のための工具その他これらに類する物に生じた損害</li> <li>・保険の対象である動物または植物に生じた損害</li> </ul> <p>など</p>			
12 安定化処置費用	<p><b>安定化処置費用補償特約 ◀自動セット</b></p> <p>①～⑤(④△イおよびウを除きます。)または⑬の事故(保険契約で補償の対象となる事故に限り)により、損害が生じた保険の対象のさびもしくは腐食の進行防止処置または落下物からの衝撃に対する保護処置等の安定化処置<sup>(注1)</sup>の費用のうち必要または有益な費用に対して、費用保険金をお支払いします<sup>(注2)</sup>(1事故につき、5,000万円が限度)。</p> <p>(注1)損害の発生または拡大を防止するために行う処置で、弊社の指定する災害復旧専門会社が行った処置が対象となります。</p> <p>(注2)安定化処置実施後、災害復旧専門会社が保険の対象を本格修復した場合は修理費の一部として財産補償条項(普通保険約款または各特約)により損害保険金をお支払いしますが、災害復旧専門会社が保険の対象を本格修復せず、新品交換を行った場合は、その安定化処置費用に対してこの特約により安定化処置費用保険金としてお支払いします。</p>				
13 損害防止費用	<p><b>◀自動セット</b></p> <p>火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用をお支払いします。</p> <p>実際に負担した次の費用をお支払いします。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ア.消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 イ.消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ウ.消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用</p>				
14 電氣的・機械的の事故	<p><b>④電氣的・機械的の事故補償特約(限定型)</b></p> <p>電氣的・機械的の事故により、保険の対象<sup>(注)</sup>に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。</p> <p>(注)建物、屋内設備・什器等または屋外設備・什器等を保険の対象としている場合、この特約に定める機械、設備または装置となります。</p> <p><b>⑤電氣的・機械的の事故補償特約(包括型)</b></p> <p>電氣的・機械的の事故により、保険の対象<sup>(注)</sup>に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。</p> <p>(注)建物、屋内設備・什器等または屋外設備・什器等を保険の対象としている場合、建物に付属する機械、設備または装置(保険の対象が建物の場合)、屋内設備・什器等、屋外設備・什器等となります。</p>				
15 時価補償	<p><b>時価補償特約</b></p> <p>この特約により、①の「損害の額の基準」および他の補償に新価額とあるのを、時価額に変更します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>保険の対象</th> <th>損害の額の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物 屋内家財 屋内設備・什器等 屋外設備・什器等</td> <td>時価額</td> </tr> </tbody> </table>		保険の対象	損害の額の基準	建物 屋内家財 屋内設備・什器等 屋外設備・什器等
保険の対象	損害の額の基準				
建物 屋内家財 屋内設備・什器等 屋外設備・什器等	時価額				
16 業務用通貨・預貯金証書等盗難危険拡張補償	<p><b>業務用通貨・預貯金証書等盗難危険拡張補償特約</b></p> <p>盗難・水濡れ等危険補償特約をセットしている場合に付帯できます。</p> <p>業務用の通貨等または預貯金証書の盗難による損害に対して、④△ウで定める限度額を引き上げます。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・業務用の通貨等 1事故1敷地内につき、100万円が限度 ・業務用の預貯金証書 1事故1敷地内につき、1,000万円または屋内設備・什器等の保険金額のいずれか低い額が限度</p>				

詳細については「ご契約のしおり」をご確認ください。  
 実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。

●は財産の補償(財産補償条項)をご契約の場合に自動的にセットされます。  
 ●は選べる補償(特約)となります。セットいただいた場合のみ補償されますのでご注意ください。

補償	保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害など
17 商品・製品等盗難危険	<b>商品・製品等盗難危険補償特約</b> 盗難・水濡れ等危険補償特約をセットしている場合に付帯できます。 盗難によって保険の対象である屋内商品・製品等または屋外商品・製品等(これらの明記物件を除きます。)について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、損害保険金をお支払いします。 次の算式により算出した額を損害保険金としてお支払いします。 $\text{損害の額(時価額が基準)} - \text{免責金額(自己負担額)}^{(注)}$ (1事故につき、保険金額が限度) (注)免責金額については①をご参照ください。	<b>17 商品・製品等盗難危険補償特約</b> 万引き等(万引きその他収容場所に不法に侵入することなく行われた盗難をいいます。)による損害。ただし、万引き等を行った者が暴行または脅迫した場合を除きます。
	<b>商品・製品等輸送危険補償特約</b> 保険の対象である屋内商品・製品等または屋外商品・製品等(これらの明記物件を除きます。)を日本国内において輸送中 <sup>(注)</sup> に生じた損害に対しては、これを保険の対象として取り扱い、次の事故により、その保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします(②～⑤のセットの有無を問いません。) ・火災、落雷、破裂・爆発 ・風災、雹災、雪災 ・水災 ・外部からの物体の衝突等 ・水ぬれ ・騒擾・労働争議等 ・盗難 ・破損・汚損等 (注)輸送中とは、次のア.またはイ.の間をいい、輸送に付随する一時保管を含みます。 ア.仕入先において保険の対象を輸送用具に積込む作業に着手した時から、通常の輸送経路を経て、敷地内において保険の対象を保管場所に搬入する時まで。 イ.敷地内にある保険の対象を輸送用具に積込む作業に着手した時から、通常の輸送経路を経て、仕向地において保険の対象を荷受人の指定する保管場所に搬入する時まで。 ただし、仕向地を経て再び敷地内に輸送する場合は、敷地内において保険の対象を保管場所に搬入する時まで。 次の算式により算出した額を損害保険金としてお支払いします。 $\text{損害の額(時価額が基準)} - \text{免責金額(自己負担額)}^{(注)}$ (1事故につき、100万円が限度) (注)免責金額については①をご参照ください。	<b>18 商品・製品等輸送危険補償特約</b> ・荷造りの不完全による損害 ・輸送の遅延による損害 など
19 類焼損害	<b>事業者用類焼損害補償特約</b> この特約が適用される建物、動産またはこの特約が適用される動産を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発によって生じた類焼補償対象物の損害(煙損害または臭気付着の損害を除きます。)に対して、類焼損害保険金をお支払いします。 ⚠この特約によってお支払いする保険金の受取人は、この保険契約の内容をご存知のない類焼損害を被った建物等の所有者となります。したがって、事故の際に、ご契約者または被保険者におかれましては、弊社へ類焼損害の発生をご通知いただくとともに、類焼損害が及んだ近隣の方へこの保険契約の内容をお伝えいただくなどのお手続が必要となります。 保険期間 <sup>(注)</sup> を通じて1億円を限度として、次の算式により算出した額をお支払いします。 (注)保険期間が1年を超える契約については保険年度ごと $\text{損害の額(新価額が基準)} - \text{類焼補償対象物にかかる他の保険契約等による保険金の支払責任額の合計額}$ ⚠類焼先が複数ある場合でも、お支払いする保険金の合計は1億円が限度となります。	<b>19 事業者用類焼損害補償特約</b> ⚠次のものは類焼補償対象物となりません。 ・保険の対象である建物や動産 ・補償を受けられる方もしくはその方の同居の親族の所有する建物、またはそれらの方の所有、使用もしくは管理する動産 ・自動車(自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。) ・通貨等および預貯金証書その他これらに類する物 ・貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ・動物、植物 ・商品・製品、原材料 など
	<b>代位求償権不行使特約</b> 損害が生じたことにより被保険者が取得した権利を弊社が取得した場合でも、ご契約者から反対の意思表示がないかぎり、弊社は、これを行行使しないものとします。 ※第三者の故意または重大な過失によって生じた損害に対して保険金を支払った場合は、その権利を行行使することができます。	
ご契約条件により自動的にセットされるその他の特約 ■不正アクセス等対象外特約 ■保険の対象の範囲および補償に関する特約 ■商品・製品等の契約終了に関する特約 ■ボイラ等破裂・爆発損害補償特約 ■共同保険に関する特約 ■保険の対象の返還または請求に関する特約(地震保険用) など		

補償	保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害など
20 代位求償権不行使	<b>基本補償(普通保険約款)</b> 火災、落雷、破裂または爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)により、保険の対象が損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失(以下「損失」といいます。)に対して、休業損害保険金をお支払いします。 1事故につき、次のア.およびイ.により算出した額の合計額をお支払いします(②～⑥、⑩についても同様となります。) ア. $\text{保険金額} \times \text{休業日数}^{(注1)}$ (売上減少高 <sup>(注2)</sup> に支払限度率 <sup>(注3)</sup> を乗じて得た額から保険金支払対象期間 <sup>(注4)</sup> 内に支出を免れた経常費を差し引いた額が限度) イ. 収益減少防止費用の額 <sup>(注5)</sup> (注1)休業日数とは、保険金支払対象期間 <sup>(注4)</sup> 内の定休日を除く休業日数をいいます。事故の発生日は休業日数に含まれません。 (注2)売上減少高とは、事故発生直前12か月のうち保険金支払対象期間 <sup>(注4)</sup> に相当する期間の売上高から保険金支払対象期間 <sup>(注4)</sup> 内の売上高を差し引いた額をいいます。 (注3)支払限度率とは、最近の会計年度(1か年間)の粗利益の額にその10%を加算して得た額の、同期間内の売上高に対する割合をいいます。 (注4)保険金支払対象期間とは、保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時までに要した期間であって、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えない期間をいい、保険証券に記載された約定復旧期間を限度とします。 (注5)収益減少防止費用の額とは、休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超えた額をいいます(収益減少防止費用の支出によって減少させることができた休業日数に保険金額を乗じた額が限度)。	P.11の <b>すべてに共通の事項</b> <b>(財産補償条項、休業補償条項、家賃補償条項共通)</b> に記載の損害を受けた結果生じた損失 など
	<b>1 火災、落雷、破裂・爆発</b> <b>2 風災・雹災・雪災</b> <b>3 水災</b> <b>4 盗難・水濡れ等</b> <b>5 破損・汚損等</b> <b>6 食中毒</b>	<b>2 風災・雹(ひょう)災、雪災危険補償特約(休業補償条項・家賃補償条項)</b> <b>次の損害を受けた結果生じた損失</b> ・建物または屋外設備・装置の内部への風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、風災、雹災、雪災の事故により建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。)が破損した結果、これらの損害が生じた場合を除きます。 ・保険の対象である営業用ゴルフネットおよびこれを設置するためのポールに生じた損害 <b>4 盗難・水濡れ等危険補償特約</b> <b>次の損害を受けた結果生じた損失</b> ・被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為による損害 ・自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械またはこれらに収容される通貨等もしくは動産の盗難による損害 ・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、盗難や外部からの物体の衝突等により建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。)が破損した結果、これらの損害が生じた場合を除きます。 ・万引き等(万引きその他収容場所に不法に侵入することなく行われた盗難をいいます。)による損害。ただし、万引き等を行った者が暴行または脅迫した場合を除きます。 <b>5 破損・汚損等危険補償特約</b> <b>次の損害を受けた結果生じた損失</b> ・不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的の事故による損害 ・設計・材質・製作の欠陥による損害 ・電球・ブラウン管等の管球類のみに生じた損害 ・楽器に生じた弦(ピアノ線を含みます。)のみの切断または打楽器の打皮のみの破損、音色・音質の変化の損害 ・保険の対象である冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調または機能停止による損害 ・携帯電話等の移動体通信端末機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品に生じた損害 ・ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン等およびこれらの付属品に生じた損害 ・切削、研削、研磨のための工具その他これらに類する物に生じた損害 ・保険の対象である動物または植物に生じた損害 ・ユーティリティ設備に生じた損害 ・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入による損害。ただし、不測かつ突発的な事故により建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。)が破損した結果、これらの損害が生じた場合を除きます。 など
	<b>2 風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約(休業補償条項・家賃補償条項用)</b> 台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故もしくは雪崩等の雪災(融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)により、保険の対象が損害を受けた結果生じた損失に対して、休業損害保険金をお支払いします。	
	<b>3 水災</b> <b>4 盗難・水濡れ等</b> <b>5 破損・汚損等</b>	<b>水災危険補償特約(休業補償条項・家賃補償条項用)</b> 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災により、保険の対象が損害を受けた結果生じた損失に対して、休業損害保険金をお支払いします。
	<b>4 盗難・水濡れ等</b> <b>5 破損・汚損等</b>	<b>盗難・水濡れ等危険補償特約</b> 次のA～⑩の事故により、保険の対象が損害を受けた結果生じた損失に対して、休業損害保険金をお支払いします。 A 盗難 B 給排水設備または被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水ぬれ C 外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触 D 騒擾・労働争議等
	<b>5 破損・汚損等</b>	<b>破損・汚損等危険補償特約</b> ①～④の事故に該当しない不測かつ突発的な事故により、保険の対象 <sup>(注)</sup> が損害を受けた結果生じた損失に対して、休業損害保険金をお支払いします。 (注)ユーティリティ設備が損害を受けた結果生じた損失に対しては、休業損害保険金をお支払いできません。
<b>6 食中毒</b>	<b>食中毒利益補償特約 ◀自動セット▶</b> 次の食中毒により生じた損失に対して、休業損害保険金をお支払いします <sup>(注1)</sup> 。 ア 被保険者の占有する財物における食中毒の発生または被保険者の占有する財物において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法に基づき所轄保健所長に届出があった場合に限りです。 イ アの食中毒の発生の疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による被保険者の占有する財物の営業の禁止、停止その他の処置	





補償	保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害など			
2	<p><b>借家人賠償責任・修理費用(総合)</b></p> <p>⑧修理費用 日本国内に所在する保険証券記載の借戸室に不測かつ突発的な事故により、損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づき、もしくは防犯等の観点から緊急的に、自己の費用で現実に修理を行ったときに保険金をお支払いします。ただし、④の保険金が支払われる場合を除きます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>実際に要した修理費用<sup>(注)</sup>をお支払いします。(1事故につき、300万円が限度)</p> </div> <p>(注)実際に要した修理費用のうち、次に掲げるものの修理費用は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部</li> <li>・玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借戸室居住者の共同の利用に供せられるもの</li> </ul>	<p>⑧修理費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者、被保険者、借戸室の貸主またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害</li> <li>・借戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または汚損であって、借戸室の機能に直接関係のない損害</li> <li>・建物外部から内部への風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのももの漏入による損害</li> <li>・地震、噴火またはこれらによる津波による損害 など</li> </ul>			
3	<p><b>借家人賠償責任・修理費用(火災等限定)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>家賃の補償(家賃補償条項)にセットすることはできません。</p> </div> <p>④借家人賠償責任 日本国内に所在する保険証券記載の借戸室(建物全体を借用している場合は建物全体をいいます。⑧についても同様となります。)に火災、破裂または爆発により、滅失、破損または汚損が生じた場合に被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【お支払いする保険金の範囲】</p> <p>ア.被保険者が貸主に支払うべき損害賠償金 イ.弊社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停、仲裁に要した費用 ウ.弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用 エ.弊社の求めに応じ、協力するために要した費用 オ.権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1事故につき、次の算式により算出した額をお支払いします。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">ア.損害賠償金 (保険証券記載の支払限度額が限度)</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">イ.～オ.までの費用<sup>(注)</sup> (実際の費用をお支払いします。)</td> </tr> </table> </div> <p>(注)イ.およびウ.については、ア.の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の損害賠償金の額に対する割合によってお支払いします。</p> <p>⑧修理費用 次のいずれかに該当する事故により、日本国内に所在する保険証券記載の借戸室に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づき、もしくは防犯等の観点から緊急的に、自己の費用で現実に修理を行ったときに保険金をお支払いします。ただし、④の保険金が支払われる場合を除きます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災 ・落雷 ・破裂または爆発</li> <li>・借戸室の外部からの物体の衝突等。ただし、風災、雹災、雪災または水災等による損害を除きます。</li> <li>・給排水設備に生じた事故に伴う漏水等による水ぬれ。ただし、風災、雹災、雪災または水災による損害を除きます。</li> <li>・騒擾・労働争議等</li> <li>・風災、雹災または雪災。ただし、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、借戸室の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)が風災、雹災または雪災によって破損し、その破損部分から借戸室の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。</li> <li>・盗難</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>実際に要した修理費用<sup>(注)</sup>をお支払いします。(1事故につき、300万円が限度)</p> </div> <p>(注)次に掲げるものの修理費用は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部</li> <li>・玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借戸室居住者の共同の利用に供せられるもの</li> </ul>	ア.損害賠償金 (保険証券記載の支払限度額が限度)	+	イ.～オ.までの費用 <sup>(注)</sup> (実際の費用をお支払いします。)	<p>④借家人賠償責任</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による滅失、破損または汚損</li> <li>・地震、噴火またはこれらによる津波による滅失、破損または汚損</li> <li>・借戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または汚損であって、借戸室の機能に直接関係のない損害</li> </ul> <p>⑧修理費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者、被保険者、借戸室の貸主またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害</li> <li>・借戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または汚損であって、借戸室の機能に直接関係のない損害</li> <li>・地震、噴火またはこれらによる津波による損害 など</li> </ul>
ア.損害賠償金 (保険証券記載の支払限度額が限度)	+	イ.～オ.までの費用 <sup>(注)</sup> (実際の費用をお支払いします。)			

**これってどういう意味? 用語の解説**

- 契約者**: ご契約の当事者で保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方
- 新価額**: 損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額
- 時価額**: 損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、新価額から使用による消耗分を差し引いた金額
- 免責金額(自己負担額)**: ご契約いただいた保険・特約で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、1回の事故につき、ご契約者にご負担いただく金額
- 特約**: 普通保険約款に定められた補償内容などを特別に補充・変更する事項を定めたもの
- 被保険者**: 保険契約の補償を受けられる方
- 保険期間**: 保険のご契約期間
- 保険金**: 普通保険約款および特約により補償される事故が発生した場合に、弊社が保険契約に基づいてお支払いすべき金銭
- 保険料**: 保険契約に基づいて、保険契約者が弊社に払い込むべき金銭
- 約定復旧期間**: 休業補償条項において、ご契約時に取り決める保険金のお支払の対象となる期間

**保険期間、保険料のお支払方法**

**保険期間**

**ビジネスプロパティ**  
(企業財産総合保険)

1年契約、短期契約、長期契約(5年まで)  
また、最長5年まで1年間ずつ自動的に継続する方式(1年自動継続方式)を選択することも可能です<sup>(注)</sup>。

**1年自動継続割引**

1年自動継続方式でご契約いただいた場合、1年毎に更改手続を行ってご契約を継続するよりも、3%保険料が割安となります。

\*地震保険には割引は適用されません。

毎年のお手続きが不要です!

(注)自動継続方式は、ご契約内容によってお取扱いできない場合があります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。

**地震保険** ▶▶ 1年～最長5年間

**保険料のお支払方法**

以下のお支払方法をご用意しています。

(注)1年自動継続方式は、口座振替、クレジットカードのみとなります。その他、ご契約内容によって、ご利用いただけないお支払方法があります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。

<p><b>●口座振替</b></p> <p>お客さまご指定の口座からの引き落とし</p> <p style="text-align: center;">一時払 分割払<sup>(注)</sup> 長期年払</p>	<p><b>●コンビニ払(後払方式)</b></p> <p>コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行、郵便局で、「払込票」によるお支払い</p> <p style="text-align: center;">一時払</p>	<p><b>●クレジットカード払</b> (携帯電話方式)</p> <p>「QR」コードを読み取りその場でお手続き</p> <p style="text-align: center;">一時払 分割払<sup>(注)</sup> 長期年払</p>	<p><b>●請求書払</b></p> <p>「請求書」による弊社指定口座へのお振込み</p> <p style="text-align: center;">一時払</p>
---	--	---	--

\*保険料が30万円以下の場合にご利用いただけます。

上記のお支払方法以外に **●現金(一時払・分割払)** によるお支払いも可能です。

(注)分割払について

- 分割払は、分割12回払のみとなります。
- 地震保険は右記の割増がかかります。

払込方法	地震保険
口座振替	5%
現金	6%

見たいときにいつでも見られる! ペーパーレスでエコに貢献!

..... **保険約款はインターネットで** .....

約款はインターネットでご提供します。

詳しくは >> <https://www.net-yakkan.com/>

\*インターネット環境がないお客さまのために、紙約款もご用意しています。紙約款を希望される場合は、取扱代理店または弊社にお問合せください。  
\*インターネット約款、紙約款の別を問わず、証券は紙の証券をお届けします。

..... **ご契約内容に変更が生じた場合・事故が発生した場合** .....

**必ずご連絡ください**

**ご契約内容に変更が生じた場合**

ご契約内容に変更が生じた場合、遅滞なく通知いただけない場合、保険金をお支払いできなかつたり、保険契約を解除させていただく場合があります。変更内容については必ずご連絡ください。

ご契約内容の変更・解約については取扱代理店または日新火災までご連絡ください。夜間・休日などでご連絡がつかないときは、日新火災テレホンサービスセンターにご連絡ください。

変更の内容によっては、ご契約を解約いただく場合や、他の火災保険にご加入いただく場合がございます。

**日新火災テレホンサービスセンター**

**フリーダイヤル 0120-616-898** までお電話を!  
【受付時間: 9:00~20:00(平日)、9:00~17:00(土日・祝日)】 携帯電話からもご利用いただけます。

**事故が発生した場合**

サービス24では、お客さまから事故受付および事故相談などを24時間・365日体制で行っています。全国の拠点に駐在する弊社の専門スタッフが、迅速かつ丁寧に対応します。

事故受付は、サービス24

**サービス24**  
24時間・365日受付

**フリーダイヤル 0120-25-7474**  
携帯電話からもご利用いただけます。

告知義務・通知義務等

- 告知義務** ご契約を締結いただく際に、ご契約者または被保険者には、告知事項(申込書に★印または☆印で示した事項となります。)について弊社にお申出いただく義務(告知義務)があります。申込書に記載されたこれらの事項の内容が事実と異なっている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。
- 通知義務等** ご契約締結後、ご契約者または被保険者には、次の①または②の事項(通知事項)に変更が生じた場合に、弊社にお申出いただく義務(通知義務)があります。申込書または保険証券に記載されたこれらの事項に変更が生じた場合には、遅滞なくご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

- ア. 財産の補償(財産補償条項) ①保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造・用途の変更 ②保険の対象の他の場所への移転 など
- イ. 休業の補償(休業補償条項)  
および家賃の補償(家賃補償条項) ①保険証券記載の建物の構造・用途の変更 ②(休業の補償のみ) 営業の場所の変更 など

重複する契約

保険の対象となる建物および設備・什器等において、既に他の保険契約・共済契約にご加入の場合は、必ず事前にお申出ください(重複すると十分な補償が得られない場合や保険金をお支払いできない場合があります。)。また、特約火災にご加入されている場合は、ビジネスプロパティ(企業財産総合保険)にご加入できませんのでご注意ください。

事故が発生した場合

**事故のご通知** 事故が発生した場合は、次の事項を遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。

- ①事故の状況、被害者の住所、氏名 ②事故発生日時、事故場所 ③損害賠償の請求を受けた場合はその内容 など

保険金の請求および保険金のお支払時期

保険金の請求に必要な書類等

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち弊社が求めるものをご提出ください。なお、下記は例示であり、事故の種類・内容に応じて、下記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後に、弊社より改めて提出が必要な書類等のご案内をいたします。

- ①保険金請求書  
②登記簿、住民票、戸籍謄本等、保険の対象の所有者や被保険者を確認するための書類  
③保険の対象の盗難による損害の場合、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類  
④被害が生じた物の価額を確認できる書類(領収証等)、被害が生じた物の写真等および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類  
⑤残存物の廃棄や清掃などの取片づけ、事故原因の調査等における領収証や見積書、請求書等の各種費用を確認できる書類 など

保険金をお支払いする時期

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付を完了した日から、原則としてその日を含めて30日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

- ①警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合 ②専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 など

賠償責任保険金のお支払

事故によって、被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかわる損害賠償請求権者(被害者)は、保険金が優先的に支払われる権利(先取特権)を取得します。保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払い済みである場合を除き、原則として被害者に直接保険金をお支払いします。

保険金をお支払いした後のご契約(ご契約または特約の失効)

財産の補償(財産補償条項)については、損害保険金のお支払い額が1回の事故で保険金額の100%以上の場合は、ご契約は損害発生時に終了します。地震保険については、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、地震保険契約は損害発生時に終了します。

その他の注意事項

- \*このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、ご契約のしおりをご覧ください。取扱代理店または弊社にご照会ください。特にご注意いただきたい事項を、重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。
- \*特殊包括契約および休業補償(利益補償方式・営業継続費用補償方式)に関する特約をセットする契約については、企画書等もご参照ください。
- \*保険金請求状況などによっては、ご契約をご継続いただけないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。
- \*弊社はお預かりしたお客さまの個人情報適切に取り扱おうとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱い」をご確認ください。
- \*保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでご確認ください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社にご照会ください。
- \*保険期間が1年を超えるご契約につきましては、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。ご契約の際には、重要事項説明書に記載のクーリングオフ制度の説明をご確認ください。
- \*複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合には「共同保険に関する特約」に基づき、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務などの代行業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとします。

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)  
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]  
ホームページアドレス <https://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24時間フリーダイヤル 0120-25-7474  
24時間・365日 ※携帯電話からもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。